

令和4年度第1回相楽東部広域連合総合教育会議の開催のお知らせ

相楽東部広域連合総合教育会議を以下のとおり開催します。

- 1 日 時 令和4年10月19日（水）午後1時30分から
- 2 場 所 和束町体験交流センター 会議室（和束町大字中小字平田 23-1）
- 3 出席者 相楽東部広域連合正副広域連合長、教育委員及び教育長
- 4 内 容
 - ①魅力ある連合の教育について
 - ②学力の向上に向けた取り組みについて
 - ③その他

5 会議の公開について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の規定に基づき、会議を公開します。傍聴を希望される方は開催時刻の30分前から15分前までの間に会場にお越しください。傍聴定員は5名とし、希望者多数の場合はくじにより傍聴人を決定します。

なお、傍聴に当たっては、下記の事項を遵守いただきます。また、公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合等、会議を途中で非公開とする場合があります。

<傍聴に当たって守るべき事項>

- ・会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- ・のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- ・談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害になるような行為をしないこと。
- ・会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- ・会場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- ・その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

※傍聴される方が以上のことを守られない場合、退場していただくことがあります。

【総合教育会議の概要について】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律162号）第1条の4の規定により、相楽東部広域連合広域連合長が設置し、下記の事項について協議・調整を行う。

- 1 相楽東部広域連合の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- 2 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- 3 児童・生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがある
と見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置